#### 2022年度社会福祉法人富士見市社会福祉協議会職員採用試験 受験案内

- 1 富士見市社会福祉協議会が求める人物像
  - (1) 柔軟な姿勢をもち、果敢にチャレンジする職員
  - (2) 市民、地域から頼られる職員
  - (3) コスト意識と経営感覚を備えた職員
  - (4) 社会福祉協議会の一員としての自覚を持ち、職場で信頼される職員

# 2 募集職種

社会福祉協議会正規職員 (手話通訳)

「職務の概要等」

地域福祉の推進に関する企画・立案・調整、相談・支援、総務・経理などの業務の うち、主に富士見市及び三芳町から受託している手話通訳者派遣事業、手話講習会 事業、要約筆記講習会事業及び手話通訳業務に従事

3 採用予定人員

2人

4 採用予定日

2023 (令和5) 年4月1日

5 勤務場所

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会

6 受験資格

次の(1)から(3)のすべてを満たす人

- (1)令和5年4月1日現在、50歳までの人(昭和48年4月2日以降に生まれた人) で、手話通訳士又は都道府県及び政令指定都市認定手話通訳者の資格を有する人
- (2) 学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する人 ※高等学校卒業程度とは、中等教育学校、高等学校卒業程度認定試験を含みます。
- (3) 次のいずれにも該当しない人
  - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した 人

#### 7 試験の日時、内容など

- (1) 第1次試験
  - ① 日時

令和4年12月10日(土)

受付 午前9時~9時30分

開始 午前9時45分から

終了 正午(予定)

- ※試験当日は提出書類と筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム、黒ボールペン(ただし、消せるボールペンは使用不可)等)をご持参ください。
- ※新型コロナウイルスの影響や自然災害等で試験を中止又は開始時刻の変更等を する場合は、直接ご連絡します。
- ※受付時間は厳守してください。遅れた場合は受験できません。
- ②場所

市民福祉活動センターぱれっと 会議室1・2 富士見市大字鶴馬1932番地7

- ③内容
  - ア 適性試験(40分程度)

職務遂行上必要な適性などについての試験

イ 論文試験(60分程度) 理解力や思考力などについて小論文による試験

- (2) 第2次試験
  - ①日時

令和5年1月7日(土) 午前9時30分から

②場所

市民福祉活動センターぱれっと 小会議室 富士見市大字鶴馬1932番地7

③内容

面接試験

(3) 合否の通知

合否の結果は、令和5年1月下旬(予定)に通知します。なお、試験結果についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、第1次及び第2次試験時に次の対策を実施します。

①試験当日の検温等体調の確認

受付時に、検温と体調の確認をします。当日の体温や体調によっては、受験をお控えいただく場合があります。なお、再試験の実施は予定していません。

### ②マスクの着用

感染予防のためマスクの持参・着用をお願いするとともに、咳エチケットの徹底をお願いします。ただし、本人確認のためにお声掛けした際は、一時的にマスクを外してください。

③試験会場での対応

試験会場には、手指消毒液を設置しますので、適宜ご利用ください。

#### 8 受験申込方法等

(1) 受付期間

令和4年10月24日(月)~11月25日(金)まで《当日消印有効》

【郵送の場合】 封筒の表面に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず「簡易書留」で郵送してください。

【持参の場合】 期限内の月曜日から金曜日まで(祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

### (2) 提出書類

①申込書、受験票

申込書は、本会ホームページからダウンロードしたものを用いてください。

また、顔写真は、受験者本人であることを確認できる写真(申込前6か月以内に撮影した、本人のみの上半身・無帽・正面向き・背景なし、縦4cm×横3cm)を必ず貼付してください。

受験票は、第1次及び第2次試験当日にご持参ください。

#### ②履歴書

履歴書は、本会ホームページからダウンロードしたものを用い、写真は申込書と 同様に貼付してください。

志望の動機は、試験の審査対象になります。必ずご記入ください。

③「手話通訳士登録証」又は都道府県もしくは政令指定都市が発行する「手話通訳者証及び委嘱状」の写し

#### 4)その他

民間企業等において職務経験があり、かつ③の資格を取得した後に民間企業等で 手話通訳者派遣に関する経験がある場合は、職務経験確認のため職務経歴書(任意 様式)の提出をお願いします。

※合格発表後、職務経験確認のため、別途職歴証明書(勤務していたことを証明するために取得していただく書類)を提出していただきます。

# (3) 返信用封筒1通(受験票送付用)

市販封筒(定型長形3号235mm×120mm)に84円切手を貼付し、受験者の住所、氏名、郵便番号をご記入ください。

# (4) 申込先

〒354-0021 富士見市大字鶴馬1932番地7 社会福祉法人富士見市社会福祉協議会 職員採用担当宛て

# 9 給与、勤務時間等

給与、勤務時間などは、富士見市社会福祉協議会の諸規程によります。

#### (1) 給与

令和4年4月1日現在の初任給は次のとおりです。

大学卒	192,	200円
短大卒	170,	400円
高校卒	158,	900円

- ※ほかに扶養手当、通勤手当、住宅手当及び期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。
- ※卒業後に一定の経歴があった場合、規程に定める基準により金額が加算されます。
- ※昇給は、勤務成績に応じ年1回行います。
- ※採用前に給与改定があった場合はそれによります。

### (2) 勤務時間、休日、休暇

#### ①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

#### ②休日

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで

#### ③休暇

年次有給休暇20日、疾病などの場合の病気休暇、結婚・忌引き・出産などの場合の特別休暇などがあります。その他、育児休業などの制度もあります。

#### 10 福利厚生

全国健康保険協会による各種健康保険制度があります。

### 11 その他

- (1) 書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。
- (2) 提出書類に係る個人情報は、本試験のみに使用します。
- (3) 12月6日(火)までに受験票が届かない場合は、下記問合せ先まで必ずお問い合わせください。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 主に富士見市及び三芳町の受託事業に従事する職員の募集であるため、予算の成立状況等により採用が無くなる場合があります。
- (6) 受験資格がないこと、申込記載事項が正しくないことが判明した場合は、試験の

中止又は合格を取り消すことがあります。

# 12 問合せ先

採用試験についてご不明な点は、下記にお問い合わせください。

 $\mp 354 - 0021$ 

富士見市大字鶴馬1932番地7

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会

電話 049-254-0747

# 【案内図】

